

て判決が確定するか、当事者のどちらかが受け入れることで結審すべき事案だと考える。

ゆえに、市が判決不当で控訴すると決定したものを、議会が否決することがあつてはならないものと申し述べる。市民の大切な税金を使うのかという意見もあるが、法によって定められた行為で、判決が確定すれば改めて損害賠償の対象となりうるものと理解している。この議会に身を置く者として、法の精神に則って判断すべき事案である。

賛成討論

地方経済において、予測を上回る勢いで進行している人口減少、少子高齢化問題が経済活動の縮小傾向に拍車がかかる中、奥州商工会議所は地域に根指し、地域経済をけん引する団体として、事業所の繁栄、地域経済の発展、地域の成長を使命として事業活動をしている。会議所は中心市街地の活性化に向けた活動を長年主体的に担ってきた公共団体であり、会議所が本件駐車場を運営すれば、その収益が商工業の振興や中心市街地の活性化に活用されることは理解できる。市は本件各土地を一般競争入札などにするよりも随意契約により会議所に売却をするほうが三セク債の繰上げ返済の財源に充てることができ、経済的に市民の利益にかなうと認識していたと理解する。今回の判決は、商工業の振興や中心市街地活性化の実現手段についての評価や解釈など、今後さまざまな影響を及ぼすことを鑑み、このような判決が確定されるべきでない。

議員発議

議員発議により下記1件の意見書を可決し関係機関へ送付しました。

「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを求める意見書

政府は、テロ対策を口実に共謀罪いわゆる「テロ等組織犯罪準備罪」法案を国会に提出したが、この法案は、国民の思想や良心の自由の制限につながる重大な問題を含んでいる。

この法案は、憲法で保障されている思想・信条内心の自由を侵すことはもとより、犯罪の被害が生じた場合にはその行為を懲罰するという近代刑法の原則に反する。また、特定の犯罪が実行される危険性のある合意が成立しているかどうかを捜査するため、市民の会話やメールなどを警察が違法に盗聴することで、監視する社会を生み出すとともに、自白の強制、司法取引による嘘の通告などによる冤罪が増大するおそれがある。

テロ等組織犯罪準備罪の対象とされる組織的犯罪集団の定義も曖昧で、幅広い市民運動や労働運動が監視・弾圧の対象となる危険性が払拭されていない。3月8日の参議院予算委員会において、金田勝年法務大臣が、「準備行為を伴う形での合意を処罰することは事実」であると答弁したように、実際に準備行為を行わなくても、「合意」、すなわち内心を処罰するというのは、過去3回廃案になった共謀罪そのものと何らかわらない。

この間、政府が主張してきた「一般人は対象にならない」、「準備行為を入れて想定した」、「共謀罪を創設しないと国連組織犯罪防止条約を批准できない」、「テロ対策ができない」、「東京オリンピック・パラリンピックが開催できない」などの謳い文句は、国会審議を通じて嘘やごまかしであったことが既に明らかとなっている。

さらに、金田勝年法務大臣は、あろうことか、「議案がでた後に審議すべき」などと、国会での審議を封鎖・妨害する内容の文書をマスコミに流した。これは、審議統制、国会軽視、議会制民主主義の否定の姿勢の表れである。このような人物を法務大臣に任命した安倍首相の責任は重大である。即刻辞任させるべきである。このような状況で法案を審議することは到底納得できない。

よって、「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

岩手県奥州市議会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

請願等の審査内容

定例会において付託のあった請願等について、所管委員会で審査しました。審査結果は次のとおりです。

番号	請願名	請願者	審査内容	審査結果	所管委員会名
陳情 第30号	新市立病院建設にあたっての陳情	奥州市水沢区 佐藤 義雄 ほか4名	本件については、一般質問や会議等でさまざまな議論されてきており、また、懇談会における市民の意見や陳情第30号の主旨内容も含めて、調査項目や調査の方向性をさらに検討していくべきとの観点から、調査特別委員会の設置に留める一部採択。	【一部採択】	教育厚生 常任委員会

※平成28年12月定例会で付託され建設環境常任委員会において継続審査となった「請願第27号 市道袖ノ町千刈田線の早期の道路改良を求める請願」は、請願者の取下げの申し出により、請願を撤回しました。